「防犯性能の高い建物部品」に登録された防犯合わせガラスの性能確認に関する運用基準

2019年10月1日(第1版) 板硝子協会

1. 総則

本運用基準は、防犯性能の高い建物部品目録(以下「目録」という)に登録された防犯合わせガラス(以下「登録製品」という)の性能が、申請時の合格品と相違なく維持されていることを、定期的な性能検査(以下「定期性能検査」という)によって確認することを目的として定めたものである。防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(以下「官民合同会議」という)の構成員である板硝子協会(以下「協会」という)が、2から6までに定める定期性能検査の実施に係る事務を掌理する。

2. 定期性能検査

(1) 対象製品

定期性能検査は、目録に登録されている登録製品を対象とする。 なお、販売終了した登録製品を除く。

(2) 実施頻度

定期性能検査は、目録に登録してから3年を経過後に初回の検査を行い、以降3年 毎に実施する。

(3) 実施と報告

協会は登録製品の登録者(以下「登録者」という)に対して、定期性能検査を実施 すべき旨の通知を行う。通知を受けた登録者は、通知が到着した日から一年以内に検 査を実施して、その結果を協会へ報告する。

なお、検査には協会が立会いを求めることがある。

(4) 方法

定期性能検査は、「ガラスの防犯性能の試験に関する細則(平成16年基準)」(以下「細則」という)に基づく試験方法、もしくはJISR3108「建築用ガラスの落球による防犯性能試験方法」(以下「JISR3108」という)に基づく試験方法によって行う。

(5) 供試体

定期性能検査の供試体は登録製品とし、登録製品が複数に亘る場合は、以下を供試体とする。

中間膜の種類ごとに供試体を用意して試験を行う。中間膜の材質が同じ場合は、中間膜の厚みとガラスの厚みがいずれも最も薄い構成の登録製品を供試体とする。

なお、中間膜にポリビニルブチラールを使用する場合にあっては、中間膜厚が30milであればガラスの厚みは3ミリ+3ミリ、中間膜厚が60milであればガラスの

厚みは2.5ミリ+2.5ミリを最薄として、それぞれ供試体とする。

(6) 場所

- ①細則による試験を行う場合は、細則に記載されている試験会場で行う。
- ②JIS R 3108 による試験を行う場合は、JIS R 3205 合わせガラスの認証を取得している自社工場または製造委託工場等で行う。

なお登録者は、協会へ試験を委託することができる。

3. 定期性能検査結果の報告

(1)報告者と報告先

登録者は、定期性能検査の結果を報告書にまとめ、協会へ提出する。

(2)報告書

協会に提出する報告書は、試験を実施した以下の2種類のうちのどちらかとする。

- ①細則による試験を行った場合は、試験会場で実施された試験結果に係る報告書 を提出する。
- ②JIS R 3108 による試験を行った場合は、<別記様式1>の書式に必要事項を 記入して提出する。

(3) 合否判定及び再試験

協会は、登録者が提出した報告書に基づいて合格・不合格を判断する。定期性能検 査の結果が不合格の場合、1回を上限として協会立会いの下、再試験を行うことがで きる。

(4) 報告期限

登録者は、協会からの通知より一年以内に報告書を提出する。

なお、何らかの事情で一年以内に報告書を提出できない場合は、その理由を文書に て協会へ連絡する。

4. 報告を受けた協会の対応

(1)報告書の確認

協会は、登録者が提出した報告書の内容に基づき、定期性能検査の内容が適切か否かとその合否判定及び報告内容に疑義が無いかを確認する。

登録者の報告内容が不合格であった場合、若しくは報告内容が不適切であると判断された場合、協会は登録者へ連絡するとともに、官民合同会議の下に置かれた試験委員会へ報告する。

(2) 定期性能検査の報告が無い場合の措置

①明確な理由なく、定期性能検査の報告を怠った場合には、協会は官民合同会議の下に置かれた試験委員会へ報告する。

②登録者に連絡が取れない場合には、協会は官民合同会議の下に置かれた試験委員会へ販売終了した内容の報告をする。

5. 協会への定期性能検査の委託

登録者が、協会へ試験を委託する場合は、以下の通りとする。

①協会への委託連絡

- ・登録者は、<別記様式2>に必要事項を記入のうえ、協会へ提出する。
- ・協会は、申し込み内容を確認し、受諾可能と判断した場合は申し込み手数料を 請求する。申し込み手数料は、1回の定期性能検査につき2万円とする。(試 験費用は実費を別途請求する。)
- ・協会は、申し込み手数料の納金が確認されたら、試験日程の予定と試験場所及 び試験費用の見積書を登録者へ連絡する。
- ・登録者は、試験内容と試験費用を確認し、委託を承諾する場合は、その旨を協 会へ連絡する。

②定期性能検査の実施

- ・協会は、登録者からの連絡を受けて試験を実施する。 試験実施後、報告書を作成して登録者へ提出し、試験費用を請求する。
- ③定期性能検査報告書提出期限
 - ・協会は、速やかに試験を実施し、登録者からの委託書を受理した日より6ヶ月 以内に登録者へ報告書を提出する。

6. 運用基準の改訂

運用基準の改訂が必要になった場合は、協会が改訂案を作成し、官民合同会議の下 に置かれた試験委員会へ報告する。

7. その他

(1) 定期性能検査以外の登録情報の確認

協会は、目録に登録されている情報の内容確認・更新を目的として、定期的に登録 者への確認を行う。

確認の頻度は、定期性能検査と同じく3年毎に1回とし、確認の時期は、定期性能 検査の通知と同時期に行う。

確認方法は、<別記様式3><別記様式4>を登録者に送付し、登録者は内容記載のうえ、定期性能試験報告書と同時に協会へ提出する。

(2) 本件に関する連絡、問い合わせ先

〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 板硝子協会

TEL. 03-6450-3926 FAX. 03-6450-3928

以上